

三藩市唐人街の社会構造(二)

— 広 肇 帮 の 一 典 型 —

内 田 直 作

三 三藩市中華総会館の成立

中華会館の名称は当初カ州に進出した広東省からの華僑労働者達はほとんど時をおかないで、概してその出身地の県別に相互扶助団体を形成してきたことは前節に述べた通りである。そこには広東省といっても、商人的な潮州方面の出身者はみられないし、隣接者の福建の漳州・泉州方面出身の典型的な海上商人としてのいわゆる厦門^{アモイ}商人系統の進出もみていない。

今世紀になって、著名の福建商人の周崧^{チウソウ}がアメリカの主要各都市に、ワン・ダラー・ストアの連鎖店経営に成功しているが、広肇帮系の唐人街からは遊離した存在となつてゐる。この点、日本の華僑社会のごとく、江戸初期の唐館時代から中国各地出身の貿易商人を主体として形成されてきた場合とは相違して、アメリカの

三藩市唐人街の社会構造 (二)

唐人街チャイナタウンは広肇幫系の苦力労働者出身を主体として形成されてきているだけに、そこには別個の特性が検出されるが、それらについては後述のうちに展開せしめてゆくこととする。

何れにもせよ、その時期は明確にしないが、如上岡州・三邑・陽和・甯陽・人和の五大會館が成立をみていた一八五四年以後から、一八六二年以前の時期において、各會館に関連する共通事項の調整のための上位の集成団体として「中華公所」(Chung Wah Kung Saw, or the Five Companies)の成立をみ、俗に「五公司」として知られていた。¹⁾その後一八六二年におよんで「合和會館」の設立にともない、六大会館の成立をみ、同年から「中華會館」と改称され、俗に「六公司」(The Chinese Six Companies)と呼称されるにいたった。一八九〇年代の遅くに「肇慶會館」の成立をみ、その直後合和會館から脱出した恩平・開平両県人が「恩平會館」を組織するとともに、中華會館は事実上「八公司」となったが、既述のごとく恩平會館が肇慶會館と合体するとともに、中華會館は七會館の上位団体として今日におよんでいる。だが、七公司と呼称することなく、今日でも俗に「六公司」と呼ばれ、三藩市中華總會館の入口の欄間には“Chinese Six Companies”と今日でも明記されている。現在の會館法人名は正確には「駐美中華總會館」(The Chinese Consolidated Benevolent Association)であって、全米各地の中華會館の本部となっている。

「中華會館」の名称は十九世紀後半頃から日本のみならず、東南アジアの各主要都市に成立した同様な上位団体のそれに共通したものであった。例外的には、ペナンの「平章會館」、クアラルンプールの「中華大會堂」、シロンの「七府公所」のごとく独自の名称をよぶ場合もあった。当時の本国は滿洲族の愛親覺羅朝の支配下にあったが、海外では中華の民族意識の風潮の高まってきていたことが、中華會館名の使用をみるにいたらしめるも

のとみられる。

日本には戦前「神阪中華会館」(一八九二年成立)、「横浜中華会館」(一八七三年成立)、「函館中華会館」(一九一三年成立)の三中華会館が全日本の華僑社会を地域的に三分して、上位の集成団体としての機能を果たしている。戦後は全国的な「華僑総会」と改称・改組されている。

アメリカで、現在「中華会館」、もしくは「中華公所」の所在する都市名をあげれば次の通りである。

(都市名)

(会館名)

Bakersfield, Calif.

北加斐中華会館

Fresno,

//

斐市那中華会館

Los Angeles,

//

羅省中華会館

Sacramento,

//

金山二埠中華会館

San Diego,

//

山姐古中華会館

Stockton,

//

市作頓中華会館

Watsonville,

//

控慎委利中華会館

Santa Barbara,

//

山地把罷中華会館

Augusta, Ga.

//

握加市打中華会館

Chicago, Ill.

//

芝加哥中華会館

Baltimore, Md.

//

保地磨中華公所

三澤市唐人街の社会構造(二)

三藩市唐人街の社会構造 (一)

Boston, Mass. || 波士頓中華公所

New York, N. Y. || 紐育中華公所

Portland, Ore. || 砵命中華會館

Philadelphia, Pa. || 費城中華公所

Pittsburgh, Pa. || 必珠卜中華會館

San Antonio, Texas || 山且寸中華公所

Seattle, Wash. || 舍路中華會館

Washington, D. C. || 美京中華會館

公司の名称||何れにもせよ、今日のサンフランシスコにおける七大会館の成立をみるにいたるまでは、前節に明らかにした通りの各地集団の離合集散をみ、一つの固定した勢力分布図を形成してきている。当初の金鉱開発の苦力労働者集団がやがてサンフランシスコから、アメリカ各主要都市への前期的な商工業者として一歩前進してゆくが、その場合にもなお資本的集団としてよりは、同姓・同村・同県出身の労働者集団、もしくは血縁的地縁の自然的人的結合集団として勢力範囲を画定してゆく傾向が判然とくみとられる。

十八・九世紀の東南アジアへの苦力労働者進出の時期における傾向と軌を一にするものがある。そこでは血縁・地縁による苦力労働者集団を背景として頭家^{トウカ}||Tawkay (親方) が公司を組織して阿片・酒・賭博・娼妓等の収税^{ツキウ}の上に苦力労働者の血汗を収奪して、いわゆる「公司資本」を蓄積形成していった。⁽²⁾西ボルネオのポンチアナにおける金鉱区を背景として成立した客家人羅芳伯(広東省嘉応州石扇堡人)のひきいる嘉応州客家の蘭芳公司^{ランファンゴウ}

(1777—1884)⁽⁵⁾ マラヤのペラ州の錫鉱区における四邑帮の義興公司と客家帮の海山公司の械斗(1862—1874)⁽⁶⁾ 一
 九世紀初頭マラッカにおける福建帮の組織した海関公司、セランゴール州錫鉱区における甲必丹葉德來(広東省惠陽鼎淡水鎮客家人)のひきいる葉氏公司(葉德來甲必丹支配 1866—1885)⁽⁶⁾ のときはその顯著な存在であった。公司制支配の時期はまた苦力貿易の時期とも連らなっていた。ペナンにおける邱氏公司(福建省海澄県新江社邱氏同姓村落)の邱天徳もスマトラのアサハンのタバコ栽培への苦力ブローカーとして著名であった。サンフランシスコの六公司も、その初期には金鉱開発、鉄道建設の苦力集団であって、当初は現在の会館名ではなく、公司名を使用していたのが、今日の六公司、すなわち中華会館の俗称として残存しているものといえよう。当初の苦力集団としての公司時期には、とくに土語と出身地を同じくするものの緊密な結集のもとに、苦力契約の処理・入出国・内部紛争の解決・相互援助等の機能を果さしめていたが、やがて公司集団相互間の問題処理、さらに対外的に共通問題処理のため上位団体としての「六公司」の成立をみるにいたらしめた。以下、六公司、すなわち中華会館の構造と機能について概観しておこう。

なお、公司の名称は公班衙=Company からきている。フランス語のコンパニー=la Compagnie が「特権会社」を意味し、アンシアン・レヂームの崩壊とともにその名称も、英語の場合のごとく今日の会社名として使用されることなく消滅していったが、ここにいう「公班衙」も重商主義時期の特権会社としての西欧の諸東インド会社を指称していた。当初の東インド会社が特権的貿易団体として以外に、貨幣鑄造権・要塞・軍隊命令権・同盟締結・平時戦時の外交権・裁判権をもとなり領土支配権をもつ強力な特権的支配団体の実体を具備する政治的商事団体としての特殊的性格をもっているが、ここにいう「公司」=Kongsi もこの公班衙を模範として

三藩市唐人街の社会構造 (二)

いた。前述の蘭芳公司・海関公司・葉氏公司等は武装された収税権をもつ自治王国でもあった。

カ州の各六公司も、当初は斧頭仔 *Hatchetmen* 以下の暴力的な高度の自治制をともなう団体であつて、前記の公司とも相似的な特性を備えていた。アメリカでは、このような暴力的色彩をともなう「公司」名を漸次回避して、平穩な「会館」の名称を採用するにいたつたものとみられる。

当初の苦力集団としての公司時期には、前述のごとく、とくに土語と出身地とを同じくするものが、地縁的に緊密に各地方別に結集し、各自の苦力契約・入出国問題の処理・内部紛争の解決・勢力範囲の画定・外部からの不当待遇に対抗・相互扶助の施設等の機能を果していたが、さらに、各公司相互間の紛争の解決、移民問題等に関連する共通問題の処理・学校・医院等の社会施設の運営のため、各華僑団体の連携による上位の集成団体としての「六公司」すなわち「中華会館」の成立をみるにいたらしめた。このような氣運を促進した背景には、政治的に本国の清朝政府の外交上の無氣力、一八七〇年代までの領事館の不在も有力な要因となつていた。右の政治的要因はなお今日でも、本国における国共分裂の現実からして継続的に作用して、中華会館の有力な存在理由となつているものといえよう。

四 中華会館の構造

中華会館の構造 一八五〇年代に岡州・甯陽・三邑・陽和・人和の五公司により「中華公所」の成立をみ、一八六二年に合和会館の設立により、六公司、もしくは六会館により「中華会館」の成立をみたことは前述の通りである。一九世紀末からは肇慶会館の参加により、中華会館は七会館の代表により共同運営される調整機関と

なり、各会館はその所属会員数に比例して一定数の委員を選出することになっていた。⁽⁸⁾

オーティス・ギブソン師の明らかにするところの一八七六年四月一日現在のアメリカにおける華僑人口数は次の通りであった。⁽⁹⁾

(会館名) (人口数)

審陽会館	七五、〇〇〇人
合和会館	三四、〇〇〇人
岡州会館	一五、〇〇〇人
陽和会館	一二、〇〇〇人
三邑会館	一一、〇〇〇人
人和会館	四、三〇〇人
合 計	一五一、三〇〇人

右の一八七六年当時には、なお肇慶会館の成立をみていなかったから、その人口数のみいだされないことはいうまでもない。
つぎに、ウイリアム・ホーイの明らかにする一九四二年当時のサンフランシスコの七会館の会員数は次の通りである。⁽¹⁰⁾

(会館名) (会員数) 百分比

審陽会館	一三、五〇〇人	四六%
------	---------	-----

三藩市唐人街の社会構造(二)

三藩市唐人街の社会構造 (二)

肇慶会館	四、〇〇〇人	一六%
合和会館	三、〇〇〇人	一一%
岡州会館	二、五〇〇人	九・五%
陽和会館	二、五〇〇人	九・五%
三邑会館	一、五〇〇人	六%
人和会館	五〇〇人	一%
合 計	二七、五〇〇人	一〇〇%

華僑人口は入国禁止と各都市への分散化によって、右の兩年度のそれを比較する場合激減をみているが、なおその各会館人口数の比例はほとんど変化をみていない。

各会館から中華会館への代表(商董)派遣数は、一九四二年当時ウイリアム・ホーイの明らかにするところでは、会員数五〇〇名毎に代表一名を派遣しうることになっていたので、前掲会員数にしたがって、賓陽会館二十七名、肇慶会館八名、合和会館六名、岡州会館五名、陽和会館五名、三邑会館三名、人和会館一名の割宛となっていた。すなわち、七会館から選出の合計五五名の代表が中華会館の理事会、いわゆる董事会、すなわちその評議部を構成していた。七会館の各主席が中華会館の主席団を構成し、会館の執行機関として機能していた。⁽¹⁾

なお、七会館の会員数について、陳匡民の明らかにする一九五〇年度の分は次の通りである。⁽²⁾

(会館名) (会員数)

(一) 賓陽会館 一七、〇〇〇人

(一) 肇慶会館	八、〇〇〇人
(二) 合和会館	七、〇〇〇人
(四) 陽和会館	七、〇〇〇人
(五) 岡州会館	五、〇〇〇人
(六) 三邑会館	五、〇〇〇人
(七) 人和会館	一、〇〇〇人
計	五〇、〇〇〇人

右の会員数の比率は、ホーイの明らかにする一九四二年度当時のそれとは順位はかわらなくても、若干の変更をみている。だが、ホーイの明らかにした一九四二年度当時の七会館の派遣商董数比率、主席団の構成は一九六四年度現在でも何等の変更をみえない。一九六四年度の中華会館の「主席団」は甯陽会館主席伍氏、肇慶会館主席方氏、合和会館主席胡氏、岡州会館主席趙氏、陽和会館主席郭氏、三邑会館主席潘氏、人和会館主席陳氏の七名と、通事＝Interpreterの雷氏（甯陽会館）によって構成されている。

「董事」もしくは「商董」の七会館派遣員数は一九四二年度当時と何等かわるところなく、一九六四年度は甯陽からは黄仁俊以下二七名、肇慶からは黄法堯以下八名、合和からは余璞齊以下六名、岡州からは鐘洪以下五名、陽和からは嚴津欣以下五名、三邑からは李広泉以下三名、人和からは張鏡礼一名、計五五名で構成されている。各会館からの商董数はまたそれぞれの会館自体内部の勢力分布にしたがって、比例的に選出されてくる。たとえば、甯陽会館の場合については、既述のごとくその下部に大姓聚居による有力姓氏団体が下屬しているだけ

三藩市唐人街の社会構造(二)

に、甯陽会館からの選出商董数二七名(一九六四年度)の内訳は黄姓六名、李姓五名、雷姓四名、朱姓二名、以下鄭・陳・林・劉・譚・甄・許・馬・蔡・伍・各一名宛となっている。甯陽会館自体の一九四七年から一九六〇年におよぶ二四年度の主席の毎年度選出回数、黄姓六回、李姓四回、雷姓二回、朱姓二回、以下鄭・陳・林・劉・譚・甄・許・馬・蔡・伍・各一回宛のごとく、右の商董選出比例数と完全合致に近いことが判明する。念のため、「駐美台山甯陽総会館各姓輪值正副主席通事表」(由民国三十六年份起至民国五十九年份)を掲げれば、次の通りである。

年份	正主席	副主席	通事
三十六年	黄	宝	李
三十七年	李	黄	陳
三十八年	朱	劉	廖
三十九年	黄	鄭	劉
四十年	李	陳	黄
四十一年	雷	林	朱曾
四十二年	黄	譚	林
四十三年	寿	伍	李
四十四年	朱	胡	譚
四十五年	陳	李	趙

四十六年	李	温	潘
四十七年	劉	葉	謝
四十八年	黃	陳	鄺
四十九年	林	廖	梁
五十年	李	曾	甄
五十一年	譚	鄺	張
五十二年	雷	林	胡
五十三年	伍	李	盤
五十四年	黃	劉	温
五十五年	蔡	黃	林
五十六年	馬	鄺	譚
五十七年	甄	陳	葉
五十八年	黃	李	伍
五十九年	許	劉	梅

次に、合和会館については、その成立について述べた個所（本誌前号二一〇—二一二頁）に明らかにした通り、
 台山市出身の余姓と、恩平・開平両県人の大部分の合同により成立し、その出捐者総数一、二六七名のうち、余
 姓は六六三名とその半数程度を占めている。したがって、中華会館への派遣商董数（一九六四年度）六名のう

三藩市唐人街の社会構造 (二)

ち、比例的に余姓三名、以下謝・鄧・胡各一名と割宛られている。

肇慶会館についても、その会友のうちに周姓・方姓・関姓の多いことを述べた(本誌前号・一一二頁)が、同会館の中華会館への派遣商董数(一九六四年度)八名のうち、周姓二名、以下方・関・黄・譚・陳・吳・各一名で、そのほか主席団へは方姓が派遣されている。

右のごとく、華僑諸団体の役員選出比例数は、その内部の主として人口的、経済団体では資本的な勢力分布図を公正に反映している。そのことは、中華会館の総董 ≡ President・通事 ≡ Interpreter の選出にも明らかにされている。

今、同会館内に公示されている総董と通事の輪番表は次の通りである。

本会館総董輪値(両月一任)、通事輪値(一年一任)

総董 通事

甯陽会館 甯陽会館

肇慶会館 肇慶会館

甯陽会館 甯陽会館

合和会館 合和会館

甯陽会館 甯陽会館

岡州会館 岡州会館

甯陽会館 甯陽会館

陽和会館

陽和会館

甯陽会館

甯陽会館

三邑会館

三邑会館

民国十九年五月二日

右によれば、総董は二カ月毎、通事は一カ年毎の輪番となっている。一〇回のうち甯陽会館は五回、その他は人和会館を除いて五会館の各一回宛輪番となっている。右は、前掲七会館会員数にも明らかにされる通り、甯陽会館のそれが四六%を占め、人和会館のそれは僅かに二%にしかすぎないことを正確に反映せしめている。

人和会館の排除 人和会館（客家系）の中華会館の総董・通事へ参加しえないことは、右の人口数の少いことの事情のほか、問題となるのは一九世紀中頃から本世紀初頭にかけて、郷土の広東省においての客家 〓 Hakkas, or Kehs 〓 本地 〓 Puntis () とにカ州進出の客家以外の四邑系) の間の分類械斗の事実についてもみすごされてはならない。この両種族の斗争は同期間に、マラヤの錫鉱区とカ州の金鉱区にまで波及していた。右については、次節で述べることにする。

何れにもせよ 客家系人和会館の排除の背景には、右の対立関係も相当の影響を与えていたことは否定されえないであろう。

連合的構造 中華会館はサンフランシスコの全華僑を対象とする全僑性の機関であって、地方別の七会館から選出される商董五五名によって運営されている。当初の一八六二年前は岡州・甯陽・三邑・陽和・人和の「五公司」であり、一八六二年合和会館の成立とともに「六公司」となり、一八九〇年代肇慶会館の成立とともに七会

三藩市唐人街の社会構造 (二)

館により、今日の中華会館が運営されている。いわば、中華会館は七会館の上に立つ「大公司」であった。

その当初はこれらの会館は苦力労働者集団にすぎなかったにもかかわらず、高度の自治集団生活を何等の法的規制にもとづかないで、自然かつ巧妙に個別主義的構造を有機的に組み立ててゆく能力は、彼らの天賦とさえ観察された。しかも、このような特性は各地の華僑社会の形成に際しても共通して観察されるのである。

サンフランシスコの中華会館は既述の経過のうちに明らかにされる通り、広東省の西南部地方、すなわち広州府と肇慶府の両府の出身者にほぼ限定されていたから、名は中華会館であっても、その実体は広州・肇慶両府の連合により組織された「広肇会館」にしかすぎないともいえよう。広肇の両府からはマラヤの錫鉱区へも多数の苦力労働者の進出をみていたが、今クアラルンプールにおける「広肇会館」の下属団体をみると、次の通りほぼ共通していることが明らかにされる。⁰³

(広州府下屬会館) (三藩市該当会館名)

- | | |
|------------------|------|
| 南海会館…………… | |
| 南海・西樵福蔭堂同郷会…………… | |
| 番禺会館…………… | 三邑会館 |
| 順徳会館…………… | |
| 東安会館…………… | |
| 中山同郷会…………… | 陽和会館 |
| 岡州会館…………… | 岡州会館 |

台山会館……………	甯陽会館
赤溪会館……………	人和会館
会甯会館……………	
三水会館……………	肇慶会館
清遠会館……………	
(肇慶府下屬会館)	

高要会館……………	肇慶会館
鶴山会館……………	

両者はほぼ符合するが、台山系の余姓と恩平・開平両県人の連合により設立されたサンフランシスコの「合和会館」に該当するものが、クアラルンプールではみいだせないにすぎない。

さらに、会甯公所は肇慶府の四会・広甯両県人出身の女子労働者団体であるにもかかわらず広州府属になっており、三水・清遠は広州府属であるにもかかわらず、サンフランシスコでは肇慶会館に便宜的に所属している。

これらの若干の相違点を除けば、地域的には両者は全く同一であって、三藩市中華總會館(俗称、六公司)と、吉隆坡広肇会館(俗称、大公司)は同様な実体を具備しているものといえよう。したがって、名は三藩市中華總會館であっても、広肇会館の実体を具備している。

海上商人を主体とする福建幫(福建南部の泉漳幫)の商人寡頭支配の特性とは対照的に、苦力労働者集団の四邑(台山・新会・恩平・開平の四邑)系を中心とする広肇幫としての三藩市中華總會館の構造には、より民主的

三藩市唐人街の社会構造 (二)

・平等的・大衆的な諸特性が浮びあがっている。当初は労働者集団であっただけに、人口数比例的に五〇〇名宛に任期一年の商董を選出し、計五五名で董事会、すなわち評議部を構成する。右については、同会館章程第九条に、一九二六年から一九二八年にいたる期間に同会館へ登録費を納めた会員数に比例して、選出董事数を定めることを明記している。評議部は次の執行部の議案に対して複決権をもっている(同会館章程第十二条)。

次に、七会館の主席で主席団、すなわち執行部を構成し、総董は人和会館を除く六会館主席の二カ月輪番制と定められている。しかも、七会館主席は総董のほか、さらに輪番で華文書記・司理員・理数員の地位につき、事務をも管掌しなければならない(中華總會館章程第七條)。したがって、労働者集団にありがちな文盲の暴力的支配者、もしくは初期の唐人街を跳梁したいわゆる斧頭仔(Hatchetman)のごときは、主席団に参加する資格に欠除していた。七会館で適當の主席を選出しえない場合は、本国から平常徳望が大いにある、文学優良なものを選んで招聘し、代わって主席に当らしめることとしている(同会館章程第八條)。そこには商人寡頭支配を醸成せしめるにいたる傾向が著しく緩和されている。

個別主義的傾向のつよい華僑社会、ことに加州での苦力労働者の人的集団相互間の金鉱区をめぐる分類械斗、ついで各堂会 Tong の斧頭仔同志の斗争 Tong war が、前世紀から本世紀初頭にかけて横行した三藩市の唐人街において、各人的集団が共通に当面する紛争、その他の諸問題処理のため上位に集成団体を結成する場合、人口数比例・輪番制にみられる七会館の民主的連合形態の採用を必須とするにいたったものといえよう。

華僑社会に普遍的なこの連合形態に関連して想起されるのは、太平洋戦争の末期に毛沢東(潤之・湖南省湘潭人、当時、中央委員会主席、1953-)が一九四五年四月の中共七全大会で「論連合政府」(一九四五・四・二四発表)を

発表して、国民党の一元専政に反対して、各党・各派・無党・無派の代表人物を包括する連合性民主的正式政府の確立を主張したことである。

一九二七年七月の武漢革命の失敗後、毛沢東が農業革命方式を採用し、戦時中プロレタリアの指導する民主主義革命と社会主義革命の二段階革命方式としての新民主主義革命を「新民主主義論」（一九四〇・一・一五脱稿）の報告のうちに明らかにし、ロシアの十月革命の相違する毛沢東路線を形成せしめてきていた。ついで、戦争末期右の「連合政府」により、四億近い農民・数千万の手工業者・数百万の労働者・その他小資産階級・自由開明紳士・愛国分子の最広大な成分からなる中国社会の实情に適合する統一戦線的・民主連盟的国家制度としての連合政府形態の採用を主張して、独自の毛沢東路線を完成せしめるにいたった。ロシアの十月革命が都市における労働者による一段階の社会主義革命であり、ケレンスキーの連合政府を排してプロレタリア独裁が当初から確立していたことは、全く対照的な中国社会の情勢に妥当した革命方式を採用していった。この特殊な革命方式は今日の中共革命の勝利へと導いてゆく主要ファクターとして作用していた。

ただ、この農業革命・新民主主義革命・連合政府の特殊方式に要約される過渡期の毛沢東路線は一九五七年を画して、その役割を果して翌一九五八年第二次五カ年計画の開始とともに、人民公社・大躍進・総路線の三大目標に要約される第二段階の革命路線へとふみきられていった。何れにもせよ、初期の毛沢東路線の成功の背景には連合政府形態を採用したことが、その主要な一要因を形成していたことは否定されえないであろう。

全体のなかの個の立場をつよく固守する中国社会の複雑多岐な個別主義的構造からして、全面的な共通問題を解決するためには、各団体の個別的立場を保守する連合形態を採用することを必至としていた。各地の華僑社

三藩市唐人街の社会構造 (一)

会の構造に右の特性は判然と識別され、三藩市の唐人街社会もその例外ではなかった。

- (1) William Hoy, *The Chinese Six Companies*, San Francisco, 1942, p. 10.
- (2) 公司資本については、フジフ問題、第一巻、第三号所載、内田直作論文「華僑資本の発展形態」のうちに、問屋(行)資本・買弁資本・近代的資本に先行する特殊形態として取扱かっただけ。
- (3) 蘭芳公司については、Dr. J. J. M. De Groot, *Het Koninkswesen van Borneo*, Leiden, 1885, pp. 39-54. に所載の「蘭芳公司歴代年冊」のうちに詳説されている。
- (4) 義興公司と海山公司の械斗、ならびに公司資本の蓄積過程については、東洋文化、第七号所載、内田直作論文「華僑資本の前期的性格——マレーの陸佐財閥を中心として——」第三一—三七頁のうちに明らかにしておいた。
- (5) 海関公司については、本誌、第十九号所載の内田直作研究ノート「明治年間の華僑資本」(二)、第九八頁をみよ。
- (6) 葉氏公司については、張敬文著、「吉隆坡仙四爺宮創廟史略」一九五九年刊行所載の「雪蘭莪甲必丹葉公德采奮戰史略」のうちに略説されている。
- (7) ペナンの文山堂邱氏公司の堂前に邱天徳の建立した「文山堂建立公項序」のうちに、収税の余裕金をもって、文山堂を建立した由来が明らかにされている。
- (8) William Hoy, *op. cit.*, p. 10.
- (9) Rev. Otis Gibson, *The Chinese in America*, 1877. 本書の引用記事は、William Hoy. *op. cit.*, p. 16 から参照した。
- (10) William Hoy, *op. cit.*, p. 17.
- (11) William Hoy, *op. cit.*, p. 17.

(12) 陳匡民編著「美洲華僑通鑑」紐育、一九五〇年刊行、第七六頁

(13) 吉隆坡「広肇會館」七十周年記念特刊、一九五七年、第九二頁

五 客家と本地の械斗

前節において、客家系の人和會館の主席が中華會館の総董の地位につけないことを述べた際、客家と本地系との間の対立関係についてふれた。本節で右の歴史的背景について略説しておく。

人和會館以外の六會館が三邑・四邑・肇慶のごとく出身府県別の地域団体であるのに対して、客家は特定の府県に限定されないで、広東省の東北部から西南部にかけ、さらに福建省の西北部の山岳地帯にかけて散在している。すなわち、広東省の嘉應州五属・惠州十属・潮州の大埔・豊順の両県・広州の中山・東莞・宝安・番禺・増城・台山・赤溪等の諸県、肇慶府の鶴山・高明・開平・恩平・陽春・陽江等の諸県、福建省の永定・上杭の両県等に散居している。

右のうち、広州府・肇慶府の諸県（広州府属赤溪県を除く）では「客家」と「本地」は混住しているが、その他の諸県は純然たる客家のみの居住するいわゆる「純客住県」である。

広東省に居住する種族を大別すると、「本地」|| Punis と「福老」|| Hoklos（鶴老・学老とも書く）と「客家」|| Hakkas, or Khes の三つとなる。何れももと中原の漢民族であることにはかわりはないが、その種別を生ぜしめた主要要因は、漢民族の南遷の歴史における時期と経路の相違にあったとみられている。

三藩市唐人街の社会構造 (一)

いわゆる「本地」系は「客家」系に比較してその中原からの南遷が先行していたことからして、先住民は「本地」とよばれ、後来の新住民は「客家」とよばれるにいたった。「福老」系は客家と同様後来の福建省を経由して広東省に移住してきたものであり、その居住地域が潮州であり、その言語の声音にほとんどかわりないことからして、むしろ今日では潮州人^{チウチウ}として知られている。

劉儀賢の説によれば、本地系の広東省への進出の第一期は秦漢時代を開始し、その第二期は東晋の五胡の乱に始まり、第三期は唐末の黄巢の乱の時期であり、第四期は宋末・元初とされている。「客家」と「福老」の第一次南遷を、「本地」の第二次南遷の時期に該当せしめている。本地の分布地域は広州府を中心とし、広府語を標準としており、広東省総人口の少くとも六〇%を占めるとされている。

「福老」は福建省をへて広東省に移住してきたことからして、言語・習俗が広東省よりも福建省南部のそれに近似することから「福老」とよばれている。福老の南遷は客家とほぼ同じく東晋の五胡の乱に始まるとされている。ただ「福老」はカ州への進出をみなかったので、ここでは省略しておく。

客家の南遷 Ⅱ 「客家」の南遷については、諸説がみられるが、羅香林のそれにしたがえば、「第一期」は東晋から隋唐にいたる期間であって、陝西・山西・河北・河南・山東・安徽等の諸省に居住していた漢民族が北方民族の侵寇により流転し、支配者層の衣冠の徒は揚子江の南北への避難、いわゆる「渡江」となり、衣冠の避難と併行して、一般庶民のそれは流人として荊州から漸次南下して漢水の流域から湖南の洞庭湖区域に移り、その一支派はさらに遠く広西省東部にまで南遷をみた。さらに、他の一支派は安徽・河南・湖北・江南・江蘇の諸地方、ついで鄱陽湖から贛江を溯って江西の南部と福建の辺境地方へ移動した。第三の支派は江蘇の南部から太湖

に沿って、浙江と福建の北部に移住した。

「第二期」は唐末黄巢の乱(875-884)に際して、河南・安徽から江西をへて福建南部への移動と、さらに江西北部と中部から江西南部、もしくは福建南部、もしくはは広東の北部への移動をみた。「第三期」は南宋の高宗の南渡の後、福建南部から広東の東部と北部へ移動した。「第四期」は末末から明代におよび、広東省内部の東部から北部・中部に移り、また四川東部・中部から広西に分布し、さらに広東嘉應州客家は台湾の彰化・嘉義・鳳山の各県に進出した。別に、江西と福建南部から江西の西部へと移動した。この期の移動は清代の康熙・乾隆時代にまで継続をみた。「第五期」では、乾隆・嘉慶以後広東における客家は東部から西遷を起し、西部の台山・開平・四会の一帯の耕作地の獲得をめぐって、本地系との対立が激化し、咸豊四年(1854)から「西路事件」としての客家と本地との械斗(1854-1867)が展開された。西路からさらに広東の西南部、ついで海をこえて海南島への移動をみた。

以上は、羅香林の「客家」の南遷に関する説の要約であり、「本地」より一期のずれのあることを明らかにしている。「客家」の名称は遅れて進出した新来移住民に対する呼称であった。広東省の客家は、本地系が先拠している平地の残余に居住する以外は、多くは不耗の山地に居住を余儀なくされたことから「山人」とも呼称されていた。

西路事件||ここに問題は客家南遷の最後の第五期におけるいわゆる西路事件であった。一八五四年から一八六七年にいたる広東省の西部の新甯(現在名、台山)・開平・恩平・鶴山・高明等アメリカ華僑の出身諸県で「本地」と「客家」との間に展開された械斗、すなわち西路事件の惨禍は「赤溪開県事紀」の記録に明らかにされてい

三藩市唐人街の社会造構(二)

る。それによれば、前後十四カ年間にわたって、一〇〇余万人の殺戮と数千村の焼失をみたとされている。もちろん、羅香林によれば、右の一〇〇余万の死傷者数は不正確であって、双方死傷者数を客家三〇万、本地二〇万、計五〇万程度と推計している。⁽⁶⁾

客家南遷の第五期において、広東省の東部の惠州・潮州・嘉應州方面の客家は、さらに西部の広州府属の新甯(現在名、台山)、肇慶府属の鶴山・高明・開平・恩平・陽春・陽江等の州県へ移住開墾、もしくは商業に従事し、本地系と雑居するところとなった。広肇系の土語は複雑で、たとえば三邑と四邑のそれが一致をみないが、客家語はさらに北方の音韻を残存せしめているところから、本地側からの岐視感を深められて、とくに新来者として「客家」と呼称されるにいたった。右の土語の相違のほかに、客家は新来者であって、漸く不利な山間僻地を占拠しうる程度であったことからして、その男女とも堅忍耐勞性にすぐれ、かつ独立の氣風に富んでいた。土着の本地とは容易に同化しないで、彼此の感情に扞格と猜疑を生ぜしめていた。そこには華僑社会固有の個別主義的特性がとくにつよく浮び上っていた。西路のうち、アメリカ華僑の大半の出身県の新甯(台山)についてみると客家は三十万に達し、同県の人口のほぼ三分の一を占めていた。⁽⁶⁾土客の械斗である西路事件は、新甯県を中心としてその周辺の各県に蔓延していった。

ここにいう西路事件の発端は、咸豊四年(一八五四)土着の紅巾の賊が恩平県に起るとともに、官府側は「客勇」(客家の義勇兵)を募集し、白旗をつけしめて、紅旗の土着の本地系を主体とする紅巾の土匪を防守せしめたことであつた。

客勇の官軍協力は、土客の対立を激化せしめた。客家は官府に迫つて土属の土地を剝削していったことから、

各県の土属の本地系は連合して「仇客分声」の呼号のもとに、客家語を話すものを敵としてこれを殺掠した。これに対する客家側の報復の繰返しとともに、両者の械斗（器械、武器をもつての斗争）へと発展していった。十四年間に於けるその回数は一、一〇〇回におよび、双方の死者数は前述のごとく一〇〇万から少くとも五〇万に達し、双方の墳墓すらが破壊された。この広東西路の械斗に際して、大きな役割を果したのは、「堂・局」や「同姓団体」であった。四邑の各県の土属の村落は斗争団体としての「局」もしくは「堂」を設置して董事を公挙し、壮丁ないしは匪賊を募集して、吸血会盟の上銅鑼を鳴らし、隊伍を整えて滅客の斗争に出陣した。たとえば、新甯県の潭溪都の安良堂（局）、海晏の捷勝局、開平県の元勝堂のごときがそれであった。客家側では局や団の結成のほか、大族聚居の傾向があつて、同姓村落団体が同様の役割を果していた。⁽⁴⁾ 開・恩二県には東山局や福同団が組織された。客家の村落の多くは同姓村落であり、たとえば西路の零潭は温姓、单竹は朱姓、坭橋は余姓、大湖山が林・謝姓、深井が鄭姓等のごとく一、一〇〇村にものぼるその多くは何れも同姓村落であつた。西路の械斗による兵刃と、病疫にたおれるもののほか、さらに捕われの客家青年男子のごときは、南米のペルー・キューバへの苦力、いわゆる猪仔として売りとばされたもの二―三万にさえ達した。その帰国したものは一〇〇のうち一―二にしかすぎなかつた。⁽⁵⁾ この結果、同治五年（一八六六）当時では開平・恩平・新甯諸県の西路一帯には客家の足跡をみなくなり、その土地財産は土属の占有するところとなつてしまつていた。⁽⁶⁾

官府側では、西路のはてしない械斗の終息を望んで、民間側の紳董達と協商し、「息斗連和」の布告をだし、とくにもっとも斗争の激化をみていた新甯一県について、「土客分治」と「以産換産」の方針をたてた。右に示したが、同治六年（一八六七）四月十六日土客連和の告示が巡撫からだされた。嫌疑者の釈放、武器の官府へ

の引渡し、連和による以産換産方針により、赤溪の曹冲・田頭・磅礪・銅鼓・五堡所屬の田地家屋はすべて客家側の耕作と管理に帰し、他方新甯県北部の冲藁・那扶・深井・大門・三合・大山・隆崗等のそれらは、すべて土属の本地側に帰せしめることが布告された。

それとともに、右の客家の専住地帯に「赤溪庁」が創設され、西路事件の一段落をみた。土客混住をさけて客家の専住のために創設された「赤溪庁」は中央政府の直轄支配下にあつたが、民国元年(一九一〇)庁を廢して「赤溪県」に改められて今日におよんでいる。

マラヤにおける本地と客家の械斗は上述の西路事件とは、若干の時期のおれをみて、本地と客家の械斗は、マラヤのペラ州ラルー(Larut)の錫鉱区にも波及していた。械斗の目標となつたラルー錫鉱区はマレー人のロング・ジャファール(Long Jafar)によつて発見され、一八五〇年クリアン・パウ(Klian Pauh (現在のTaiping))と、クリアン・バルー(Klian Baharu (現在のKamunting))錫鉱区が、彼の財産に属することをペラ・スルトンをして承認せしめた。ジャファールとその子イブラヒム(Ibrahim)の父子はただ錫鉱税の徴収のみに甘んじ、錫鉱業の経営は専ら華僑に委ねていた。ラルー地区に進出した華僑の間に前述のごとき会党の組織があつた。ラルー錫鉱区の北部のクリアン・バルー地区は四邑幫の組織する義興公司、または天地会(Triad Society)の勢力範囲であり、南部のクリアン・パウ地区は客家幫の組織する海山公司、または大伯公会(Toh Peh Kong Society)の勢力範囲であつた。義興公司の首領は四邑幫の蘇匪昌(So Ah Chiang)であり、海山公司は必ずしもすべてが客家ではなかつたが、客語系の鉱山労働者を主体とし、その首領は客家幫の鄭景貴(Chang Keng Kwee)であつた。

四邑についてはペラ政庁の報告には、Sin Neng ≡ 新甯、Sin Whee ≡ 新會、Sow Keng ≡ 肇慶、Whee Chew ≡ 惠州(?)としてゐるが、右は明らかに新甯(台山)・新會・開平・恩平の四県であり、イギリス人官吏が華僑側から欺瞞的報告を提供されていたことにもとづくものといえる。海山については Cheng Sia ≡ 増城、(?) Poon Say ≡ 番禺(?)、Soon Tek ≡ 順德、Nam Hye ≡ 南海、Tong Quan ≡ 東莞の五県として報告されているが、前二者は不明である。南海・番禺・順德の三邑 ≡ San Yups に東莞その他の一県が結合しているようにみられる。しかし、これも四邑の場合の解釈からすれば同様そのまま信頼されえない。ただ、それがペナンの甲必丹鄭景貴を首領とする客家幫であったことだけは真相のようである。

ラルー地区の海山はもと広府系であったが、一八四五—一六〇年頃から構成を一変し、漸次客家系となり、シンガポールのそれは義福 ≡ Ghee Hok (一八三〇—一九〇年)、ペナンのそれは大伯公 ≡ Tokong Society (Tok Peh Kong) (一八四四—一六七年)と呼称し、何れも今日まで洪門系の秘密結社の三点会としていられている。華僑経済、第一巻、第二期「馬來錫鉱業與華僑」には大伯公会の会員は大半閩南泉州五県人よりなり、首領は客家の鄭景貴とされている。パーセルもペナンの大伯公会は広府系の義興に敵意ある五一六、〇〇〇人の福建人により組織されていたことを明らかにしている。当時ペナンには華南城斗風俗の発源地といわれる泉漳両州出身の福建幫が勢力を占め、有名なアサハン煙草栽培苦力ブローカーであった海澄県出身の邱天徳 ≡ Khoo Thian Tek が新江社邱氏公司を組織し同族聚居のもとに力づよい存在を示していた。そのほか同県出身の楊氏・謝氏・林氏・陳氏等の大姓が相集まって福建公司を組織していた。したがって、ラルーにおける海山の構成分子は大部分客家であったが、ペナンでは反義興系の福建幫が客家幫と連繫していたものと理解される。

三藩市唐人街の社会構造 (二)

ラルー錫鉱区における両会社の械斗は一八六二年(同治元年)賭博問題が契機となつて火蓋がきられた。すなわち、同年クリアン・パウ鉱区の海山党の賭場に闖入した義興党人十四名のうち十三名が逮捕処刑されたことが端緒となり両党の械斗が開始された。ラルーの酋長イブラヒムは機会主義者であつて、優勢な海山党に加担し、義興公司の首領蘇亞昌ソアジャフを死刑に処し、義興党人全部をラルー鉱区外に放逐した。右の事件は義興側から海峽植民地政府に提訴せられ、イブラヒムが義興公司に損害賠償一万七千弗余支払うことにより一応落着した。その後両党の械斗はペナンに移つて広府系の天地会と、福建系の大伯公との間に、一八六七年ペナン騒動Penang riotの勃発をみた。陸佑がペラ州に進出したのは、まさにこの年であつた。ついで、一八七一年ペラ・スルタンの継承に関連して、両会社の械斗が再燃した。スルタン候補者のラヤ・アブドラRaya Abdulla側の白旗党White Flagは義興党を支持し、その競争相手のラヤ・イスマイルRaya Ismail側の赤旗党Red Flag側は海山党にくみした。本国の西路事件では本地の四邑が赤旗で、客家が白旗であつたが、マラヤではその逆となつていた。同年三月義興党側は海山を破り、クリアン・パウ鉱区を占領したが、同年十月には海山の急襲のため大敗北を喫し、ペナンへ敗退する等混戦の状態にあつた。翌一八七三年には海上戦に移り械斗の大規模化をみるとともに、海峽植民地政府は従来の不干渉策を一擲して、新総督アンドルー・クラークSir Andrew Clarkeは一八七四年一月両党の首領、ならびにマレー人の最高幹部をペンコールPangkorに招致して善後会議を開き、いわゆるバンコール条約を締結せしめた。その結果、ラルーは南北両区に分割され、北部鉱区のクリアン・パルPalarは義興の採掘、南部のクリアン・パウは海山の勢力範囲とし、後者地区は永久平和を意味するため太平Tai-pingと改名された。

当時のマラヤの械斗の基本的対立は四邑系の天地会と、福客両幫系の大伯公との間のそれであつて、シンガポールからペナンにまでおよび、ラルー錫鉱区をめぐつてもっとも激烈にその燃焼をみたのである。

カ州における本地と客家の械斗は本國の西路事件、マラヤのラルー錫鉱区をめぐる義興・海山両公司の械斗とさらに時を同じくしてカ州の金鉱区においても、本地と客家との間の械斗が展開されていた。華僑のカ州進出と同時に、一八五〇年には広州幫と香港幫との間に小規模の械斗があつた。ついで、一八五四年トルムン県(Toulme County)のステニスラウス河(Stanislaus River)附近の各地区における華僑採金者は二、〇〇〇余人を算していたが、三邑(南海・番禺・順徳の三県)會館人と人和(客家)會館人との間に械斗の發生をみた。この場合、同じく本地であつても、四邑系でなく三邑系であつたが、三邑は一、二〇〇人、客家の人和は九〇〇人を動員して、その結果、死傷者数は六名、三邑は四万ドル、人和は二万ドルをこの械斗に費消していた。

右のほか、カ州で注意を要することは、「堂會」の斗争が今世紀初頭にかけて、盛行をみたことである。西路事件で、本地系が壯丁を募集して「堂・局」を組織して、吸血會盟の上武力斗争を試みたことは前述の通りである。その場合、局は堂とも呼称されたが、同様ないわゆる斧頭仔を擁する秘密結社組織としての「堂」(Tongs)がカ州でも、華僑勞務者の進出と同時に一八五二年成立の「広徳堂」を嚆矢として成立している。右の「堂」についてはさらに後節で詳述するが、本國における土客の械斗と同様な在り方で、カ州でも終始小規模な堂をめぐる械斗が繰返えされていた。

何れにもせよ、本國における稻作農業における対立、海外では本地と同様客家も、鉱山鉄道建設等の重勞働者としても、競合的立場で、マラヤの錫鉱区・アメリカ・オーストラリアの金鉱区等ではほぼ時期を同じくして経済

三藩市唐人街の社会構造(二)

的・社会的対立関係にあったが、さらに言語の声音を異にすることからして「仇客分声」の風潮が勢いをえて内外地に波及をみていた。広東省へ南遷してきた客家が、さらに同省内で東部から西部へ移動するとともに、西路で広肇幫系の本地と対立関係を深め、混住をさせて、客家専住の赤溪県が創設され、マラヤではペラ州以下がイギリスの保護領下に帰する契機となった。カ州でも、前述の三藩市中華總會館の総董の輪番制から七会館のうち、客家の人和会館代表のみが終始排除されてきた背景には、その会員数の少数であるほか、如上のような歴史的経過のうちにみられる華僑社会の個別主義的特性をみすごすことはできない。同様な経過は台湾においてもみられるが、ここでは省略する。

(未完)

- (1) 羅香林著、客家研究導論、広州、一九三三年、第三章「客家的分佈及其自然環境」第九三―一一四頁
- (2) 霹靂客屬公会開幕紀念特刊「客家」一九五一年、所載、專論、劉儀賓「漢族与客家」、第五章漢族南方移動史
- (3) 羅香林著、前掲書、第二章、客家的源流、第三七―七六頁
- (4) 赤溪県志、卷八附編、「赤溪開県事紀」第一葉
- (5) 羅香林著、前掲書、第二五―二六頁
- (6) 赤溪県志、前掲編、第六葉
- (7) 赤溪県志、前掲、卷八、附編、第八葉
- (8) 赤溪県志、前掲、卷八、附編のうちには、西路各県の各堂局の動きが全篇にわたって叙述されている。客家側の同姓団体のそれについても同様である。
- (9) 赤溪県志、前掲編、第二十八葉
- (10) 赤溪県志、前掲編、第四十葉

- (11) マラヤ・ペラ州ラルー錫鉱区における義興公司与海山公司の械斗については、次の三書に簡単な説明がみられる。
 Victor Purcell, *The Chinese in Malaya*, (Oxford University Press, 1948, pp. 103-113).
 華僑経済、第一卷第二册「馬來錫鉱業与華僑」第四節「寧律錫鉱区華僑」
 霹靂客属公会開幕紀念特刊、「客家」、檳城、一九五一年、專論「客人在馬來亞」
- (12) V. Purcell, *op. cit.*, pp. 104-105.
- (13) 吳尚鷹著「美国華僑百年紀実、加拿大附」香港、一九五四年、第二四頁、に簡単な説明がある。
 Alexander McLeod, *Pitfalls and Gold Dust*, Caldwell, Idaho, 1947, pp. 42-56 には詳細な興味ある経過の叙述がみられる。
- (14) 吳尚鷹著、前掲書、第一四頁